

## 補助金等により取得した固定資産の償却等について

地方公営企業会計制度の見直しにより、補助金等を財源に取得した固定資産の減価償却は、補助金等部分については減価償却を行わない「みなし償却制度」が廃止されました。これは貸借対照表上に資産価値が適切に表示されないことや制度の適用が任意であることなどが理由とされています。

この「みなし償却制度」の廃止により、資産取得時の財源として補助金等を受けた場合、資産の減価償却は、補助金等に対する部分も含めた「フル償却」とし、これ以後減価償却する資産に対する補助金等については、「資本」(資本剰余金)から「負債」(繰延収益のうち「長期前受金」)に計上した上で、後々の減価償却に併せて毎年「長期前受金戻入」として収益化を行います。

また、過去に「フル償却」を行っており、すでに減価償却された資産に対する部分については、減価償却費として費用のみ計上していたため、移行処理により「未処分利益剰余金」へ振替を行います。

### ●損益計算書(移行処理に係わる部分)

	(借方)	(貸方)
収 益		
費 用	水道事業費用 減価償却費	固定資産 減価償却累計額

➡  
移行

	(借方)	(貸方)
収 益	繰延収益 長期前受金収益化累計額	水道事業収益 長期前受金戻入
費 用	水道事業費用 減価償却費	固定資産 減価償却累計額

### ●貸借対照表(補助金等が財源となっている資産に対する部分)

既に減価償却を終えた資産 (減価償却累計額)	補助金等 (資本剰余金)
↓ 減価償却費	
資産	

➡  
移行

既に減価償却を終えた資産 (減価償却累計額)	「未処分利益 剰余金」へ振替
↓ 減価償却費	↓ 長期前受金戻入
資産	補助金等 (長期前受金)

➡  
移行

既に減価償却を終えた資産 (減価償却累計額)	補助金等 (資本剰余金)
↓ 減価償却費	
資産	

➡  
移行

減価償却されていたと計算される 資産(減価償却累計額へ)	左の減価償却に対応する補助金 (長期前受金収益化累計額へ)
↓ 減価償却費	↓ 長期前受金戻入
資産	補助金等 (長期前受金)

.....➡	毎年の処理
.....➡	H26のみの処理

※ 上記の移行処理は、現金の出し入れを伴わないため、内部留保資金残高には影響はありません。